

令和3年9月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

総務委員長 高 谷 真一郎

### 総務委員会審査報告書

本委員会に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

#### 記

#### ○ 委員会開会月日

- (1) 令和3年8月2日
- (2) 令和3年9月9日
- (3) 令和3年9月14日
- (4) 令和3年9月30日

#### ○ 付託案件及び審査のてんまつ

##### 1 議案第41号 令和3年度三鷹市一般会計補正予算（第7号）

この議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,908万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ758億3,815万9,000円とするとともに、債務負担行為の補正を行うため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・医療保健政策区市町村包括補助金と感染拡大防止対策推進事業補助金の充当先に係る考え方及び前年度繰越金の今後の活用について
- ・旧どんぐり山施設利活用プロジェクト「福祉L a b o どんぐり山（仮称）」の運営方法と実施設計委託料を当初予算で計上しなかった理由、オンラインツールを活用した介護予防・フレイル予防活動の支援に係る経費の積算内訳と次年度以降の事業展開、小規模保育施設等の保育体制確保支援に係る保育補助者の

資格と予算が不足した場合の対応等について

- ・PCRセンターの開設期間の延長に係る検査実績とPCR検査実施医療機関の数、新型コロナウイルスワクチン接種体制の拡充に係るコールセンターへの問合せ件数と集団接種終了後の対応、ごみ収集用特殊車両購入の見直しに係る購入費増額の理由と購入時期の遅れによるごみ収集業務への影響等について
- ・経営相談窓口の開設期間の延長に係る相談員の体制と相談者の傾向及び相談日数を増やすこととした理由等について
- ・端末導入支援員の配置期間の延長に係る教員や児童・生徒への支援内容と次年度以降の対応、認可外幼児施設等利用補助金の拡充に係る制度の周知と補助対象施設の確認方法等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・令和3年度基金運用計画
- ・旧どんぐり山施設利活用プロジェクト「福祉Laboどんぐり山（仮称）」について
- ・オンラインツールを活用した介護予防・フレイル予防活動の支援について
- ・小規模保育施設等の保育体制確保支援について
- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制の拡充について
- ・経営相談窓口の開設期間の延長について
- ・端末導入支援員の配置期間の延長について
- ・認可外幼児施設等利用補助金の拡充について

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 野村羊子委員（いのちが大事）

認可外幼児施設への補助はようやく国の制度ができ、早々に対応することは評価する。

旧どんぐり山利活用に関わる改修は、事業計画を細部まで詰めてから対応すべきである。何をどのように使うのか、使う事業者の意向を踏まえた改修でなければ、二度手間になる可能性があり、継続的な事業遂行に関わる問題である。また、現在、在宅介護で求められているのは「みとり」である。在宅介護のためのトレ

ーニングにしても、状況は常に変化していき、その先の対応を求められることが多いのは、実際の介護体験者からよく聞く話である。現在、より必要とされている入所者用の施設を潰すのは賛成できない。

PCRセンターの期間延長は、既に市内50以上の医療機関での対応がなされていることから、市としての役割は終えているのではないか。事態は刻々と変化しており、現在は、コロナ感染症の自宅療養者への対応を最優先すべきである。今回の財源は自宅療養者対策に振り向け、例えば医師会において自宅療養者からの電話相談に応じるなどの対応を検討すべきであった。

コロナワクチン接種の強制につながる集団接種には賛成できない。今回の集団接種は特例であることを認識して対応に当たるべきである。

ワクチン接種後の死亡報告では、若者たちの死亡や重篤な副反応報告がなされている。10代、20代での、コロナ感染症発症での死亡報告はないにもかかわらずである。子どもたちへの接種は、長期的な影響が定かではないことから中止すべきである。

三鷹市における副反応報告は9月7日時点で、年代別は不明ではあるが25件になる。薬害が発生している事実きちんと目を向けるべきである。

以上、賛成できないことが幾つも含まれているため、補正予算（第7号）に反対する。

#### 〔賛成討論〕

##### (1) 栗原けんじ委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

本補正予算、それぞれ必要と認めるものであるが、旧どんぐり山施設利活用関係費の設計委託料について、基本設計業務が進捗したため、実施設計に取り組むものと説明があった。本年度中に策定する事業計画に基づく各拠点機能を十分に保障、確保する施設整備になるよう、関係諸者の要望を反映し、十分に留意して行うことを求める。

新型コロナウイルス感染症への対応におけるPCRセンターの開設期間の延長の予算は、従来のPCR行政検査の域にとどまっている。コロナウイルス感染症対策として、感染伝播の拡大を断ち切るために必要な検査として、PCR検査の大胆かつ大規模な実施が求められている。

行政検査を抜本的に拡充するとともに、感染拡大が顕著になっている事業所、学校、保育園、学童保育所等に対する大規模な検査を実行すること、これらの施設での集団検査の実施について国に思い切った補助を求めることを求めて、本補正予算に賛成する。

以上の討論の後、議案第41号について採決いたしました結果、本件については、

賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

## 2 議案第36号 三鷹市牟礼老人保健施設大規模改修工事請負契約の締結について

この議案は、三鷹市牟礼老人保健施設大規模改修工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・再入札となった原因の分析と契約金額の妥当性等について
- ・工事期間中における施設利用者への対応と空調設備改修に伴う近隣への影響及び当該工事における環境に配慮した取組等について
- ・厨房や屋上の一部が当該工事の対象となっていない理由と今後の改修工事の見込み等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・入札及び契約の過程並びに契約内容

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第36号について採決いたしました結果、本件については、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

## 3 3請願第3号 消費税率の引下げとインボイス制度の実施中止を求めることについて

三鷹市所在

消費税廃止三鷹各界連絡会

代表 高橋 友子 ほか 14人 提出

委員会は本件審査に当たり、請願者からの補足説明を聞きました。

また、委員会は請願者より

- ・全国商工新聞（2021年5月31日）等

の資料の提出を受け、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

#### 〔反対討論〕

##### (1) 石井良司委員（三鷹市議会自由民主クラブ）

日本の人口は、平成22年から減少が続いている。今後、ますます少子超高齢社会が進み、社会保障費は増え続ける。安定的な財源の確保と社会保障制度を次世代に引き継ぎ、全世代に転換していくことが大変に重要である。

そうした中、消費税率が10%となった。消費税は、地方消費税交付金として都道府県や市町村へ交付されており、民生費が増える中、自治体にとっては、貴重な財源である。令和2年度予算額は、約41.6億円ほどあった。

また、インボイス制度は、令和元年10月の消費税増税に伴い軽減税率も同時に導入され、課税事業者と免税事業者にかかる2種類の税率が存在する。そのため、政府は、取引の透明性を高めつつ、正確な経理処理ができるよう、令和5年からインボイス制度の導入を決定した。そのため、令和11年10月を目途に、免税事業者からの仕入税額控除は、段階的に廃止される予定である。

インボイス制度は、煩雑な点もあるが、取引における消費税額を正確に把握すること、また、正確な税率を確認すること、そして、不正やミスを防ぐことなど、正確な取引を把握するために重要となる。

よって、本請願には反対する。

#### 〔賛成討論〕

##### (1) 栗原けんじ委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

請願者の趣旨説明を受けて、改めて消費税は所得の少ない人ほど負担が重く、赤字経営の事業者にも課税される苛酷で不公平な営業破壊の税制だと認識した。消費税は3%から5%、8%、10%へと引き上げられ、日本経済のみならず、地域経済、そして国民、市民生活に影響を与え続けている。新型コロナウイルス禍の影響も重なって、現在経済も暮らしも危機的な状況であり、このような現状の下で、消費税の税率の引下げは、日本経済を活性化させるためにも、国民の暮らしを守り支援する上でも緊急に求められており、本請願の消費税率引下げの要望に大いに賛成するものである。

また、政府が導入を決めているインボイス制度は、請願者の説明にもあったように、自由な商取引から中小規模の事業者が排除される懸念があり、実務の負担

は零細事業者に多大な負担となる問題がある。

三鷹の地域経済を守り、地元商工業者を守るためにも、請願者の請願趣旨どおりインボイス制度の実施は中止すべきと考える。

よって、本請願に賛成する。

## (2) 野村羊子委員（いのちが大事）

消費税が10%に値上げされて、消費が大きく落ち込んだ。影響を受けているのは、やはり低所得者、小規模零細事業者である。税率が上がった分だけの実質値下げを迫られるところも多かったと思う。収入に大きく影響するという事態が発生していた。

消費税は着実に税収を確保できる、逆進性が高く、政府としては安易に徴税できる悪税である。庶民からあまねく徴税する一方で、大手の輸出企業等には巨額の還付をしている。

また、社会保障費に必要とされているが、国債の償還等にも充てられてしまっている部分もあり、何より社会保障を目的税で賄うのは間違いである。コロナ禍で経済が回らなくなっている現在、諸外国では消費税減税を実施しているところも出ている。今こそ、消費税率の引下げをすべきである。

それに加えて、消費税率が2種類になったことから、インボイス制度が実施されようとしている。現在、年間売上げが1,000万円未満の消費税の免税事業者約500万に影響が及ぶ。個人事業主、フリーランス、一人親方などなどが多いであろう。今話題の個人請負型の宅配の人たち、あるいは塾講師等々、業務委託とされている様々な職種の方々が対象となる。

インボイス制度が実施されれば、本来、大手で雇用すべき企業から、個人請負としてのインボイスの提出が求められる。したがって、今まで消費税とは無関係であったこれらの人々が、企業と継続して仕事を続けたいのであれば、消費税課税事業者選択届を税務署に届け出して、課税事業者にならなければならない。適格請求書を発行できるのは、課税事業者だけである。取引先から頼まれても免税事業者の場合、適格請求書を発行することができないため、取引を断られるという可能性が大きくなる。免税事業者から課税事業者に変更するには、会計処理も大きく変わってくる。経理が複雑化する、本当に煩雑な状況が発生し、多くの人々が困惑し、確定申告の現場も大変な状況になると思う。

また、簡易課税制度の廃止という方向で、このインボイス制度の実施とともに進んでいるが、120万の中小企業に影響がある。こちらもやはり、税務処理等の本当に複雑で煩雑な事務を抱え、困惑していく。いっそのこと廃業するということもまた増えていく可能性がある。

インボイス制度は庶民から、中小個人事業主からさらに課税し、搾り取る制度となってしまう。

消費税率を一律5%に引き下げ、インボイス制度は実施しないことを求めて、本請願に賛成する。

以上の討論の後、3請願第3号について採決いたしました結果、本件については、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

#### 4 所管事務の調査について

I C T・地方分権・危機管理と市民サービスに関すること

本件については、なお調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。